

土浦市監査委員告示第18号



令和7年7月4日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第24.2条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和7年9月2日

土浦市監査委員 市 原 和



住民監査請求監査結果

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の収受

令和 7 年 7 月 4 日に請求人から地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、原則として原文のまま記載の上、補正等の結果も踏まえ、記載する。

（1）本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部生活安全課長 福原守

（2）対象の会計行為

土浦市長は、土浦市交通安全母の会（以下「母の会」という。）が令和 6 年度に行った事業に対し、土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金（以下「本件補助金」という。）を内容が確認されない事業費 5 4, 7 4 3 円に対し補助金の額を確定し、補助事業に該当しない乳児用チャイルドシート貸出の事業費 2 4, 0 0 0 円に対して補助金の額を確定し、補助事業の成果やその他の情報等が不存在で補助金の金額の適正性が担保されないにも関わらず、補助金の金額 4 0 0, 0 0 0 円を確定したこと。

（3）主張の要旨

ア 高齢者交通安全大会、各季（春・夏・秋・年末）交通安全運動、乳児用チャイルドシート貸出、交通安全雛祭り番所のこれら事業費の総額は 3 2 9, 0 9 1 円であるが、土浦市交通安全母の会活動推進事業補助金額確定通知書に記載された事業費の額 3 8 3, 8 3 4 円と一致しない。そのため、差額 5 4, 7 4 3 円に係る事業等の内容について情

報の公開を求めたが、情報は不存在である。このように、事業費の総額383,834円のうち54,743円は、内容が確認されない。市長は、内容が不明な事業等に係る金額54,743円を含め補助金の額を確定したのであって、不当である。

イ 確定された補助金の金額には、乳児用チャイルドシート貸出の事業費が含まれている。市は「つちうら新こどもプラン（後期計画）平成22年3月」に「1歳未満の乳児に対してベビーシートを貸出す事業。」を掲げている。事業は、チャイルドシートの普及推進を行うことを目的として立ち上げた、チャイルドシート推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。協議会は、母の会を含む3つの団体で構成される任意団体である。乳児用チャイルドシートは、使用貸借契約により市から無償で貸与される。協議会は「チャイルドシート貸出し事業事務取扱要綱」を定め自主的に事業を運営する。使用料金についても、協議会は独自に金額を設定して利用者から徴収する。利用者から徴収した使用料は、事業の財源としてチャイルドシートの保険料の支払、クリーニングや修理等の維持費用及び事務費等、協議会の支出に充てられている。ちなみに令和5年度、協議会の収支は1,523,337円の繰越であった。このように、協議会は独立して自己完結的に乳児用チャイルドシートの貸出を行う団体である。したがって、事業を通じて母の会側に生じる経費は、一義的に協議会として処置されるべきであり、実行が可能である。本市では、乳児用チャイルドシートの貸出事業は補助事業として予定されておらず、補助金等の交付について規定した要項等は存在しない。土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金交付要項は、補助対象事業として別表に「6 シートベルト及びチャイルドシートの着用促進（下線請求者）」を挙げるが、今回母の会が計上したのは、乳児用チャイルドシート貸出に係る事業費であり、補助事業には該当しない。したがって、母の会が乳児用チャイルドシート貸出に係る事業費として24,000円を計上し、市長がこれを請けて補助金の額を確定したのは例規等に根拠が無く不当である。なお、協議会や協議会を構成する他の2団体は、本件事業に関し、補助金に関連する手続きを行っていない。

ウ 請求者は、本件措置請求にあたり、事業費に記載された各事業について、共通して次の情報に関する公開請求を行った。①事業の正式名称、②事業の目的・対象範囲、③主催者、実行団体名等、④実施時期、⑤実施場所、⑥実施内容・方法、⑦成果（土浦市補助金等交付規則第12条に拠る。参加者数を含む。）⑧会計収支、これらは、本市補助金等交付規則第4条補助金等の交付の申請及び同第12条実績報告に規定する項目と内容を基に、本措置請求用に読み替え、若しくはブレイクダウンしたものである（下線請求者）。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に関係書類を添えて、所定の期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 補助事業等の目的及び内容

(3) 補助事業等に要する経費、経費の配分及び経費の使用方法

(4) 補助事業等の着手及び完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画

(5) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(6) (略)

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

これらの情報は、補助金の額を決定及び確定する上で必要であり、とくに、⑦成果は、同規則第13条 補助金等の額の確定等に、最終的な補助金の額の確定の基となるものである（下線請求者）。

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合は、前条第1項に規定する実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

しかしながら、各事業とも④実施時期と⑤実施場所の情報以外の、事業の成果やその他の情報は不存在である。このような、事業の成果やその他の情報が不存在なままで行なった補助金の額の確定とは、なんら適正性が担保されず不当である。

(4) 発生した損害の内容

ア 内容が確認されない事業費54,743円に対し補助金の額を確定した。

イ 補助事業に該当しない乳児用チャイルドシート貸出の事業費24,000円に対して補助金の額を確定した。

ウ 補助事業の成果やその他の情報等が不存在で補助金の金額の適正性が担保されないにも関わらず、補助金の金額400,000円を確定した。

(5) 措置請求内容

令和6年度土浦市交通安全母の会の事業費に対する補助金の額の確定は不当であるので、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、次の措置を講じることを求める。

ア 内容が確認されない事業費54,743円に対する補助金の金額の確定を取消し、速やかに返還請求等の措置を講じること。

イ 補助事業に該当しない乳児用チャイルドシート貸出の事業費24,000円に対する補助金の額の確定を取消し、速やかに返還請求等の措置を講じること。

ウ 改めて補助事業等全体について、特に事業の内容及び成果並びに会計収支について例規等に基づいた審査を行い交付すべき補助金の額を確定し、必要な場合は返還請求等の措置を速やかに講じること。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- (1) 資料1 情報一部公開決定通知書（令和7年5月12日付け土生発第233号）土浦市交通安全母の会活動推進事業補助金額確定通知書
- (2) 資料2 情報非公開決定通知書（令和7年6月2日付け土生発第269号）
- (3) 資料3 情報公開決定通知書（令和7年2月14日付け土生発第74号）土浦市チャイルドシート推進協議会会則
- (4) 資料4 情報公開決定通知書（令和7年3月6日付け土生発第113号）チャイルドシート貸出し事業事務取扱要綱
- (5) 資料5 情報公開決定通知書（令和7年2月14日付け土生発第76号）令和5年度収入・支出決算について
- (6) 資料6 情報一部公開決定通知書（令和7年6月2日付け土生発第264号）令和6年度事業報告
- (7) 資料7 情報一部公開決定通知書（令和7年6月2日付け土生発第265号）令和6年度事業報告
- (8) 資料8 情報一部公開決定通知書（令和7年6月2日付け土生発第266号）令和6年度事業報告
- (9) 資料9 情報一部公開決定通知書（令和7年6月2日付け土生発第270号）令和6年度事業報告

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和7年7月4日付けで本件請求の要旨を市議会及び市

長に通知した。

第2 監査委員の除斥

小坂博監査委員については、法第199条の2の規定により当該監査に当たっては、除斥とした。

第3 要件審査

請求人は、前述のとおり、本件補助金の額の確定が不当であると主張しているところ、本件補助金は、令和7年3月31日付けの土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしており、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和3年9月10日佐賀地方裁判所判決（平成30年（行ウ）第3号／令和2年（行ウ）第4号）では、「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法第242条第1項の違法若しくは不当な『公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理』には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、母の会が行ったとされ確定された補助事業に係る金額に、内容が不明な事業や土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に補助事業として予定されていない事業や本件要項等には存在しない事業が含まれており、土浦市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に記された、補助の申請及び実績報告、又は補助金等の額の確定等について必要な情報である、事業の成果やその他の情報が不存在であり、事業の成果やその他の情報が不存在なままで行った補助金の額の確定は不当であるので、母の会に対し本件補助金の返還を求めるよう措置請求の対象者に求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断し、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件審査を行い、当該要件を満たしていることを確認した。

第4 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、本件請求を正式に受理することを決定し、請求人にその旨を通知した。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和7年8月8日にその機会を設けた。

(1) 請求に係る陳述及び新たな証拠の提出

請求人から令和7年8月4日に、「新たな証拠の提出について」と題した資料として、次の書面の提出があった。(添付資料はいずれも写しである。)

- ア 新たな証拠1 情報非公開決定通知書（令和7年3月28日付け土生発第184号）
- イ 新たな証拠2 情報非公開決定通知書（令和7年3月28日付け土生発第185号）
- ウ 新たな証拠3 土浦市チャイルドシート推進協議会会計収支（令和2年度～令和5年度）

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民監査請求の対象の財務会計上の行為は、令和6年度の母の会の事業費383,834円を含む補助金の金額400,000円を確定したことである。補助金額確定通知書に添付された令和6年度収支報告には329,091円と書かれていて、54,743円合わないのので、情報公開請求をしたところ不存在であった。これは使途不明金に相当する。
- イ 確定された補助金の金額の中に、乳児用チャイルドシート貸し出しの事業費があるが、この事業は、土浦市がチャイルドシートを購入してチャイルドシート推進協議会という団体に無償で貸し付けており、貸出事業を運営している。団体を構成しているのは3つの団体で母の会はそのうちの1つである。チャイルドシート推進協議会は、利用者から手数料を徴収しクリーニング代等に使われている。令和5年度にチャイルドシート推進協議会は手数料を2,000円から3,000円に値上げしている。また、繰越額が毎年毎年100万円を超えている。なお、チャイルドシート推進協議会は令和6年度のデータを公表していないにもかかわらず補助金を請求しているのは疑問だ。事業を通じてそこに加わってる母の会は、今年度生じた経費24,000円をチャイルドシート推進協議会として処置するべきなので、事業費を補助事業として確定したのはおかしい。な

お、チャイルドシート推進協議会や構成してるその他2つの団体は補助金の手続きをしていない。土浦市交通安全母の会の活動促進事業補助金交付要項の表の6に、シートベルト及びチャイルドシートの着用促進という項目があるが、母の会はチャイルドシート推進協議会の一員として、チャイルドシート貸出に係る事業を行っているので補助対象に該当せず、市長が補助金の額を確定したことは、不当である。

ウ 目的をはっきりさせ、実績報告書に成果を記載した実績報告書をあげ、補助金等の額の確定等、成果の報告を受けた場合、成果が本当に所期の目的と目標を達成しているか調査しろと規則に書いてある。だからこういったことは全部含まれて初めて補助金の確定がなされる。各事業は、このような要素についてすべてちゃんとした情報なり書類なり記録を持っていなければならない。目的や目標や成果についてチェックして分析して補助事業である。

しかしながら、母の会に対する補助金額確定通知書に添付された令和6年度収支報告中の4つの事業に情報公開請求したところ、実施時期と実施場所以外、情報が不存在であった。

よって、発生した損害の内容は、内容が確認されない事業費54,743円に対し、補助金の額を確定しているということ、補助事業に当たらない乳児用チャイルドシート貸出の事業24,000円を補助金の額と確定したこと、補助金の金額の適正性、担保されないにもかかわらず、規則に定められた調査が全然行われないまま、補助金の額400,000円を確定してること、である。

また、求める措置は、内容を確定されない54,743円は使途不明金であるから、補助金の額の確定の対象から外し、乳児用チャイルドシート貸出の事業は、補助事業に該当しないので、補助金の確定額から外すべきである。そして、改めて補助事業等全体について、令和6年度収支報告中の4つの事業の後に補助事業等と記されているので、全体について、特に事業の内容及び成果並びに会計収支について、例規等に基づいた審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、必要な場合は、返還請求等の措置を速やかに講じること。以上のことは、A Iにお伺いをたてて、引用した。

(3) 意見陳述の際の補正

意見陳述後に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、2頁「補助金に関連する続きを行っていない。」は「補助金に関連する手続きを行っていない。」であることを確認し、補正を行った。

2 監査の対象事項

措置請求書等の記載内容や請求人による陳述等を踏まえても、措置請求の対象者が母の会に対し本件補助金の返還を請求することが可能となる根拠が自明になっているとは言い難い

が、請求人は、母の会が行った補助事業の実績が不明瞭であり、当初の補助金交付決定の趣旨とかけ離れていることを措置請求書の請求の要旨として掲げ、陳述している。

そこで、監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件補助金は、不明瞭な事柄や本件要項の規定に存在しない事業、事業の成果やその他の情報が不存在なままで補助金の額の確定がなされているのか。
- (2) 母の会の補助事業全体について例規等に基づいた審査を行い交付すべき補助金の額を確定し、必要な場合は返還請求の措置をすべきか。

3 監査対象機関 市民生活部生活安全課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

(1) 調査日時 令和7年8月8日 午後2時から

(2) 関係人 市民生活部生活安全課長及び交通防犯係課長補佐

(3) 監査委員が提出を求めた資料

提出資料1 土浦市交通安全母の会に対する補助金交付決定について(伺い)

提出資料2 土浦市交通安全母の会に対する補助金の額の確定について(伺い)

(4) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、次のとおりである。

ア 本件補助金の交付団体である母の会は「会員の一人一人が家庭の主婦として、まず家庭内における交通安全教育の推進者となるほか、会員相互の協力により交通安全思想の普及、交通道德の高揚に努め、交通事故のない明るい平和な街づくりに寄与する」ことを目的としており、団体の目的や、活動内容によれば、当団体は、公益的・公共的な目的を実現するために活動を展開していることは自明である。

イ 請求人が当市職員に対する措置請求として主張している、令和6年度土浦市交通安全母の会の事業費に対する補助金の額の確定について不当であるので、(ア)内容が確認されない事業費54,743円に対する補助金の金額の確定を取消し、速やかに返還請求

等の措置を講じること、(イ) 補助事業に該当しない乳児用チャイルドシート貸出の事業費 24,000 円に対する補助金の額の確定を取消し、速やかに返還請求等の措置を講じること、(ウ) 改めて補助事業等全体について、特に事業の内容及び成果並びに会計収支について例規等に基づいた審査を行い交付すべき補助金の額を確定し、必要な場合は返還請求等の措置を速やかに講じること、については、補助金の確定を取り消し返還請求等の措置を要しない。

ウ 請求人が主張する「事業費の総額 383,834 円のうち 54,743 円は、内容が確認されないので、市長は、内容が不明な事業等に係る金額 54,743 円を含め補助金の額を確定したのであって、不当である。」という点については、否認する。

生活安全課で支出の部の事業費決算額の内容を精査した結果、決算額 383,834 円のうち、補助対象経費として認めた金額は 376,226 円、補助対象外経費となった金額は 7,608 円である。補助対象経費の内訳は付記に記載のある 4 事業等になり、4 事業の合計額が 329,091 円であることから、「等」に該当する事業の合計額は、差し引き 47,135 円となる。この 47,135 円については、補助金交付確定時に当課の職員 2 名が領収書等で補助対象経費であることを確認しており、これについては、請求人から情報公開を受け、請求人が今回住民監査において提出した証拠資料 2 のとおり、情報非公開であるが、6 月 11 日に同時に出されていた他の資料の情報公開請求開示の折に説明を求められ、口頭にて説明している。よって、内容が不明な事業という指摘は、事実無根である。また、令和 7 年度財政援助団体の監査時に差額分を含め内容を監査委員に審査していただいております、令和 6 年度の母の会補助金執行内容については適正であると考えている。

エ 請求人は、「本市では、乳児用チャイルドシートの貸出事業は補助事業として予定されておらず、補助金等の交付について規定した要項等は存在しない。土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金交付要項は、補助対象事業として別表に「6 シートベルト及びチャイルドシートの着用促進」を挙げるが、今回母の会が計上したのは、乳児用チャイルドシート貸出に係る事業費であり、補助事業には該当しない。したがって、母の会が乳児用チャイルドシート貸出に係る事業費として 24,000 円を計上し、市長がこれを請けて補助金の額を確定したのは例規等に根拠が無く不当である。」という点については、否認する。チャイルドシート貸出事業は、母の会に対する令和 6 年度補助金交付決定時に申請のあった補助事業の一つであり、要項中の別表でも補助対象事業として、「6 シートベルト及びチャイルドシートの着用促進」と明記されている。チャイルドシートとは、言うまでもなく乳児・幼児・小児を問わず子どもが使用する自動車乗車中の事故から生命を守るための安全装置であり、チャイルドシートの貸出事業は、着用を促進する事業として大変有益な事業である。

オ 請求人が主張している「補助事業の成果やその他の情報等が不存在で補助金の金額の適正性が担保されないにも関わらず、補助金の金額 400,000 円を確定した。」とい

う点について、否認する。補助事業の成果にかかる資料やその他の情報等の資料は事務局である母の会に存在し、これらの資料は補助金確定時に当課の職員２名が確認しており、さらに事業当日にも職員を派遣するなどして確認している。よって、補助金の金額の適正性は担保されている。この内容については、請求人にも、請求人から情報公開を受け、情報を一部公開した日に口頭でも説明している。

以上のことから、請求人が「ア内容が確認されない事業費５４，７４３円に対し補助金の額を確定した。イ補助事業に該当しない乳児用チャイルドシート貸出の事業費２４，０００円に対して補助金の額を確定した。ウ補助事業の成果やその他の情報等が不存在で補助金の金額の適正性が担保されないにも関わらず、補助金の金額４００，０００円を確定した。」旨主張する発生した損害の内容については、否認し、措置請求の内容である「ア内容が確認されない事業費５４，７４３円に対する補助金の金額の確定を取消し、速やかに返還請求等の措置を講じること。イ補助事業に該当しない乳児用チャイルドシート貸出の事業費２４，０００円に対する補助金の額の確定を取消し、速やかに返還請求等の措置を講じること。ウ改めて補助事業等全体について、特に事業の内容及び成果並びに会計収支について例規等に基づいた審査を行い交付すべき補助金の額を確定し、必要な場合は返還請求等の措置を速やかに講じること。」との請求人の主張については、補助金の確定を取り消し、返還請求等の措置を要しない。

カ 本市は先日、交通死亡事故連続ゼロ２００日を達成し、茨城県交通安全対策会議から表彰を受けており、このことは、母の会を始め、交通安全に寄与する各団体の地道な活動の賜物である。

第６ 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

１ 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、規則第３条第１項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第２項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とされて、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助額等を具体的に定め、公益上の必要性を具体化している。また、規則第４条第１項で「補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に関係書類を添えて、所定の期日までに市長に申請しなければならない。（１）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）（２）

補助事業等の目的及び内容(3)補助事業等に要する経費、経費の配分及び経費の使用方法(4)補助事業等の着手及び完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画(市長が必要ないと認める場合を除く。)(5)交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎(6)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」とあり、規則第12条第1項で「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に市長が別に定める書類を添えて、市長に報告しなければならない」とされ、第13条第1項で「市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合は、前条第1項に規定する実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする」とされている。

2 土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金について

本件要項によれば、地域における交通安全活動を積極的に促進するため、母の会が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしている。

第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 本件補助金は、不明瞭な事柄や本件要項の規定に存在しない事業、事業の成果やその他の情報が不存在なままで補助金の額の確定がなされているのか。

請求人は、内容が確認されない事業費や補助事業に該当しない乳児用チャイルドシート貸出事業の領収書やその審査の手続きが規定された補助金等の額の確定等の規定に適ったものでなく補助金を確定したことは不当であると主張しているが、監査対象機関は、補助金交付確定時に職員2名で領収書等にて、令和6年度事業費決算額の383,834円のうち補助対象経費は376,226円と確認し、補助対象経費の内訳は補助金額確定通知書添付書類の収支報告の付記に記載の4事業329,091円の外、「等」に該当する事業47,135円に関し補助対象経費であることを確認していると主張している。

監査対象機関から提出された令和6年度の土浦市交通安全母の会に対する補助金の額の確定について(起案)を確認したところ規則第13条の「市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し」に関する記載はないも

の、土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金実績報告書に付随する事業報告並びに収支報告が添付されており、それぞれの事業について確認できる。また、概算払精算書及び令和6年度収支報告には事業内容や付記に「等」と記されていて、実施した事業が不明確な点があるが、令和7年度財政援助団体等の監査時において監査委員は、母の会が保有している補助金に関する関係帳簿、証書類等を確認し、令和6年度の土浦市交通安全母の会活動促進事業補助金の確定は適正と判断しているところ、今回の請求人の主張における令和6年度の本件補助金の当該金額については交通安全啓発活動費として確認しているので、本件補助金の額の確定は適正と判断する。

請求人は、本件要項の別表に「6シートベルト及びチャイルドシートの着用促進」とあるが、今回母の会が計上したのは、乳児用チャイルドシート貸出に係る事業費であり、補助事業には該当しないと主張しているが、本件補助金の交付の目的である本件要項第1条には「市長は、地域における交通安全活動を積極的に促進するため、土浦市交通安全母の会が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの」とあり、母の会の令和6年度事業報告によれば、母の会が高齢者交通安全大会や乳児用チャイルドシート貸出事業を行った旨が記載されている。これら事業は、本件補助金の申請内容に記載の「交通安全運動における啓発活動やチャイルドシート及びシートベルトの着用促進、飲酒・無免許・無謀運転の追放運動などを促進するほか、地域における交通安全活動を積極的に促進し、交通事故防止を図る」と、本件補助金の交付の目的である本件要項第1条の「地域における交通安全活動を積極的に促進する」と一致しているので、乳児用チャイルドシートの貸出は、本市の交通安全活動の促進に寄与し、チャイルドシート貸出事業に含まれると確認し、本件要項に明記している本件補助金の申請内容に記載した事業の推進に関与すると判断した。

請求人は陳述中、チャイルドシート推進協議会自らの財源で活動を賄えるので母の会の貸出事業への補助金は必要性がないとの趣旨を述べていると監査委員は捉えたが、本市から母の会への補助金は、本件補助金のうち母の会が行う交通安全活動の積極的な促進に関する事業に対して交付されており、協議会へ交付されたものではない。

平成30年8月2日大阪地方裁判所判決（平成29年（行ウ）158号）では、「法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の

必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされているところであり、よって、請求人の主張は認められない。

2 母の会の補助事業全体について例規等に基づいた審査を行い交付すべき補助金の額を確定し、必要な場合は返還請求の措置をすべきか。

令和6年度の本件補助金について、令和7年度財政援助団体等の監査時において監査委員が精査したところ、本件補助金に係る補助事業の成果は本件補助金の申請内容に記載の内容と異なるものではなく、本件補助金に係る事業は事業内容の書き方に相違があるものの、補助額を決定する申請時の事業も、同じく確定する実績時の事業も、要項上明記された交通安全活動の積極的な促進に関する事業に該当し本件補助金の申請内容に記載の内容と異なるものではなく、これらの事由が欠けることを理由とした母の会に対する本件補助金の返還の請求を行うことが可能か否かの論点は検討するまでもない。

母の会に対し本件補助金の返還を請求する根拠となるその他の事実も認められないことから、母の会に対し本件補助金の返還を請求することはできない。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

本件補助金の実績報告の審査において、監査対象機関職員が出納簿及び通帳、収支票、証票を突合し、母の会の担当者に何の目的で支出入をしたか説明させて確認していたが、実績報告書には概算払精算書や収支報告の他に、令和6年度事業報告として日時・概要・場所を記した表が添付してあった。しかしながら、実績報告を適正に行うためだけでなく、事業が適正に行われたのかを確認するためにも、概算払精算書及び令和6年度収支報告には事業内容や付記に「等」と略して記すのではなく具体的事業名を列挙し、事業毎の母の会の会員の

参加者名簿及びチャイルドシートの貸出時における貸出数並びに高齢者ドライバーセミナーの参加者等、具体的な事業の記録を成果として報告書に記す事により、市民に対し事業内容の結果説明と透明性を図られたい。